

2024春闘・最賃生活体験の実施方法について

最賃生活体験の参加していただきましてありがとうございます。

下記により、記入をお願いします。

1. 可処分所得を算出

＜別紙1＞「基礎となるデーター等」参照

- 1 時間給928円で、1ヶ月173.8時間働きます。
173.8時間＝法定労働時間（週40時間）から算定した「月平均労働時間」
- 2 賃金は161,286円（時間給928円×173.8時間）
- 3 賃金から、差し引かれる、「所得税」「住民税」「社会保険料」（30,846円）を差し引きます。
※ 手元に残る額が可処分所得（130,440円）となります。

2. 「臨時収入・他者からの贈与」および「返済中のローン等」について（後述「Q&A」参照）

- 1 最賃生活チャレンジにおいて基本となる「使える金額」は上記1の「可処分所得額」であり、この金額で1ヶ月間生活してみようとするものです。
- 2 したがって、ギャンブル等で儲けた場合や他者から贈与があった場合等の金銭については「収入」にカウントしないこととしています。さらに、「食事（朝・昼・夕食）」を他者から奢ってもらった場合にはそれに相当する金額を「収入」としてカウントしないだけでなく、生活には必要なものなので相当額を「支出」として計上してください。
- 3 一方、すでに返済中のローンについては、スタートラインである上記「可処分所得額」が個人個人で大きく異なることから、「支出」としてカウントしないこととします。

3. それでは、日ごとに家計簿に記入していきましょう。

- ・「家計簿記入Q&A」を参照してください。

※ 年一括払いの保険料などは1ヵ月当たりの金額を記入します。

※ ＜別紙1＞に記入した固定支出費は実際に支払った時点で家計簿に記入します。

- ・食費は、「主食」「副食」「嗜好品」「給食・外食」などに分けて記入します。

食費一括で計上してもかまいません。その場合は「食費合計」欄に記入してください。

- ・自宅などで家賃がいない人は、家賃として「住居関係費」欄に43,000円を計上して下さい。
- ・あとの出費は、費目にあてはめて記入してください。
- ・「日記」欄には、体験中の日々の思いを記入します。

4. 集計します。

- ・10日ごとに合計を出してください。それを「2月集計表」に転記します。
- ・1ヵ月の集計を出します。

5. 「家計簿1ヵ月集計表」について

- ・全部がすんだら、＜別紙2＞の「家計簿1ヵ月集計表」の④「1ヵ月の支出額」に支出総額を記入します。
- ・⑤「1ヵ月の収支決算」欄に ③から④を引いた額を記入します。結果として、黒字か赤字かが明らかになります。

6. 最後に「最賃生活体験に挑戦しての感想・意見」欄に記入をしてください。

7. 提出は、3月7日(木)までにお願いします。(メール、FAX、郵送など)

山口県労連 住 所 山口市中央4丁目3-3 山口県労連宛
TEL 083-932-0465
FAX 083-932-0412
Eメール info@yamaguchiroren.or.jp

※ パソコンで記入される方は、エクセルで使えるようにしています。日々の経費を打ち込めば、集計が自動的にできるようになっています。メールを送っていただければ、エクセルデータをお送りします。

家計簿記入Q&A

Q1 一般ローンがある場合はどうする？

＜A＞一般ローンについては、今回はとりあえず「ないもの」とします。

Q2 自宅通勤者（単身者）の家賃はどう扱うのか？

＜A＞標準生計費の「住居関係費」の金額を「家賃」とします。

金額＝43,000円（この中に家賃、光熱・水道、など含む）

Q3 「通勤のための交通費」は記入するのか？

＜A＞通勤のための交通費は支給額に加えません。支出も通勤費は支出に加えません。

通勤費以外の交通費のみを支出額に計上します。

Q4 すでに買い置きしている食料品や雑貨品を、体験期間中に消費した場合はどうする？

＜A＞体験期間中に消費した分については金額換算して支出に加えます。金額が分からない場合は概算で記入して下さい。

Q5 会社から給食が支給されている場合はどうする？

＜A＞会社規定で決められている場合はその一食あたりの金額で記入。特に規定がない場合は、一食あたり400円で記入して下さい。

Q6 自宅通勤者（単身者）の食費の取扱はどうする？

＜A＞朝食400円、夕食600円とします。弁当持参の場合は、400円とします。

Q7 出張などの際に食事が支給された場合の食費の扱いは？

＜A＞通常の勤務とし、食事代が出張費に含まれている場合は、朝食500円、夕食700円に換算してください。会議で昼食が支給された場合も同様に、500円とします。

Q8 同僚などからおごられた場合はどうする？

＜A＞おごられた場合でも食費の一部と考え、できるだけ金額換算して加えます。

Q 9 体験期間中に「冠婚葬祭」や「歓送迎会」があった場合、出費が多額になる場合はどうする？

<A>「交際費」として支出することになります。

Q 10 パチンコや競艇で儲けた時はどうする？

<A>儲かっても「収入」には含めません。

あくまでも今回の賃金（161,286円）での生活体験とします。

Q 11 組合費の算出はどうする？

<A>賃金が161,286円としての組合費を算出して計上して下さい。

Q 12 仕送りや生命保険料・損害保険料の扱いは？

<A>仕分けは「その他」として記入して下さい。

一括払いの場合は、一カ月当たりを割り出して記入して下さい。

Q 13 食費の計算を「主食、副食、嗜好品、給食・外食」など仕分けをしなくてはいけな

<A>食費一括で計上してもかまいません。その時は食費合計欄に記入して下さい。

Q 14 <別紙1>の「固定支出費」で出した金額は、「家計簿」には記入しなくてもよい

<A>ここでの記入は目安にするためなので、実際に支払った時点で「家計簿」に記入

ただし「可処分所得」の欄の、「所得税」「住民税」「健康保険料」「厚生年金保険料」「雇用保険料」は、日々の家計簿の中では記入しません。

<別紙2>「家計簿1ヵ月集計表」の、②で算出しているので、再記入しないで下さい。

Q 15 公務員の場合の社会保険料はどのように計算する？

<A>公務員の場合は「共済費」ですが、金額はここで示した額に統一します。

Q 16 区分できない支出が出たときはどこに記入するか

<A>「その他」の項に記入してください。その内訳は出来るだけ「日記」欄に品目名を記入してください。